

香川県自然海浜保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月22日

香川県知事 浜田惠造

香川県規則第68号

香川県自然海浜保全条例施行規則の一部を改正する規則

香川県自然海浜保全条例施行規則（昭和55年香川県規則第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(届出等があったとみなされる行為)	(届出等があったとみなされる行為)
第6条 略	第6条 条例第6条第3項の規則で定める許可等又は届出等は、次に掲げる とおりとする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定による許可	(4) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第3項の規定による許可
(5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項、第48条第1項、 第49条第1項、第77条第2項、第95条第1項又は第95条の2第1項の規 定による認可及び同法第96条の2第6項（同法第96条の3第5項及び第 96条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告	(5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項、第48条第1項、 第49条第1項、第77条第2項、第95条第1項又は第95条の2第1項の規 定による認可及び同法第96条の2第1項若しくは第96条の3第1項又は 同法第96条の4において読み替えて準用する同法第49条第1項の規定に よる協議
(6)～(13) 略	(6)～(13) 略
(14) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条第1項の規定による許 可（都市計画施設（公園又は緑地に限る。）の区域内における建築物の 建築に係るものに限る。）及び当該許可について同条第2項において準 用する同法第52条の2第2項の規定による協議	(14) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条第1項の規定による許 可（都市計画施設（公園又は緑地に限る。）の区域内における建築物の 建築に係るものに限る。）及び当該許可について同条第2項において準 用する同法第42条第2項の規定による協議
(15)・(16) 略	(15)・(16) 略

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第6条第4号の改正規定 公布の日
- (2) 第6条第5号の改正規定 平成23年11月30日
- (3) 第6条第14号の改正規定 平成24年4月1日